

令和2年 第11回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和2年 第11回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和2年11月20日(金)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和2年11月20日 午前9時30分				
	閉会	令和2年11月20日 午前10時40分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	×
	10	宮脇 茂樹	×	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番9番	宮脇 勇		席番11番	萩迫 修作	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野		事務局次長	高迫	
	主幹兼農地係長	佐々木		農地係長	圖師	
	農地係長	桑水		主任主査	中尾	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實		9	小園 義行	
2	樽野 利秋		10	欠 員	—
3	白坂 正治		11	池袋 良子	
4	諏訪 光一		12	永田 勇人	
5	池添 昭一	×	13	脇田 祐二	
6	熊野 廉太郎		14	橋口 美一	
7	原田 純一		15	中之内 瑞穂	○
8	田尾 昭三		16	大原 雅隆	

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 72 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 73 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 74 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 75 号 非農地証明願の承認について 議案第 76 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 77 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	---

議長	山下	<p>ただいまから、令和2年第11回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>上野委員、宮脇茂樹委員、池添委員より、欠席の届出がありましたので、報告いたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番9番、宮脇 勇委員と、席番11番、萩迫委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>それでは、〇〇さん分ですが、今の耕作者の関係でなかなか難しい面がありますが、隣の埼玉在住の土地がありそれと合わせて一体的な話を進めておりまして、目ぼしい方がついたところです。今年中には決着を図りたいと思います。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、宮脇 勇委員の報告をお願いいたします。4件、一緒をお願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>それでは、〇〇さんと〇〇さんの分ですが、あっせんの成立はしているのですが、手続きの問題でまだ報告まで至っておりません。今年中には決着をつけたいと思います。次に、〇〇さん分ですが、この間買い手が見つかり話をしました。まだあっせんの成立の話をしていませんが、4人集まって話をしたいと思います。続きまして、〇〇さん分ですが、あっせん成立しましたので、4ページをご覧ください。番号は24番になります。譲渡者は、有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さん、申請地は、有明町原田字清堀2173番2 田 1,180㎡ もう一つが2174番1 田 1,757㎡ 合計2,937㎡です。場所は、宇都中学校から原田小学校へ向かいますとラーメン秀がありますが、その手前を左折し500m行った右手に2筆続けてあります。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。〇〇さんは認定農業者で水稻のほか作物を栽培されております。この申請</p>

		<p>地は、田ですので、水稻を作ると言う事でした。売買価格は、1反当 40 万で合わせて総額 117 万 4 千円です。あっせん委員は、私と原田委員でした。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。つぎに、山迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	山迫	<p>9 月の総会で依頼のありましたあっせんの報告をいたします。〇〇さんの分ですが、ただいまあっせん活動中ですが、買い手が見つからず引き続き活動をしていきたいと思ひます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。つぎに、坂元委員の報告をお願いいたします。2 件、一緒をお願いします。</p>
委員	坂元	<p>〇〇さんの分につきまして、あっせん活動の報告をいたします。大変厳しい状況が続いておりまして、成立に至っておりませんので、引き続き活動を続けていきたいと思ひます。</p> <p>あっせん報告をいたします。譲渡者は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、代理人が息子さん〇〇の分です。あっせん農地は、松山町新橋仮屋 6786 番 2 畑 792 m²です。譲受者は、松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。甘藷・ショウガなどを作っておられます。あっせん成立が 10 月 3 日です。あっせん委員は私と大原 雅隆委員です。あっせん価格は全部で 10 万円でした。以上で終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、井久保委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	井久保	<p>8 月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので、報告します。あっせん成立資料の 4 ページ番号 23 番です。譲渡人は、始良市平松〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。代理人は、〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。所在・地目は資料の通りですが、場所は、JA そお鹿児島志布志支所から地番 3857 番 1 は北東へ直線で 400m のところです。地番 4222 番 1 は、北東へ直線で 450m のところです。送電線がありそれに隣接した畑です、少し離れておりますが合計で 406 m²です。南高吉自治会にお住まいの〇〇さんは主に甘藷を栽培されております。〇〇さん宅からは、徒歩で 1・2 分のところにあります。あっせん価格は、2 筆で合計 10 万円でした。あっせん委員は、小園委員と井久保でした。以上で報告を終わります。</p>

議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>11月5日、11月定例常設審議委員会が鹿児島市マリパレスで開催されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第72号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。今回は、10件の申請でございます。</p> <p>まずは、6ページ、番号87番を審議いたします。吉野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号87を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん85歳です。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん71歳です。叔父からの無償贈与になるところです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、水田3筆つきましては、安楽の三郎丸で高速道路の橋桁があります。その近く三角地なるところです。畑につきましては、安楽郵便局近くのグリーンロードを東の方へ上って行きますと、高速道路の架橋がありその真上に位置します。山の際になります。〇〇さん宅からは、車で2・3分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者で、夫婦で今はピーマンを作っています。今年息子夫婦に経営移譲されているところでございます。また、トラクター1台・耕運機・コンバインなどを保有されております。この土地も早期水稻と野菜を作付けされております。安良を代表する専門農家でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。次に、番号88番を審議いたします道山委員説明をお願いいたします。</p>

委員	道山	<p>会長より依頼のありました番号 88 を報告いたします。譲渡人は、千葉市稲毛区園生町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所でございますけれども、県道 65 号線志布志・南之郷線志布志から南之郷方向へ進み、駒水商店が出てまいりますけれども、そこから 900m さらに進み左折しまして、市道弓場ケ尾線へ出ますけれども、そこを 800m 進んだ市道沿いの左側に位置します。譲渡人の〇〇さん宅からは隣接地でございます。〇〇さんは、甘藷・花木の苗を主に栽培されており、申請地には、花木の苗ツツジ等を作付けするとのことでありました。また、農機具に関しましては、耕運機・管理機・軽トラを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。次に、7 ページ、番号 89 番を審議いたします。坂中委員説明をお願いいたします。
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号 89 を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。親子による贈与譲渡です。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、地番 5701 番 8 と 5701 番 9 の 2 筆につきましては、県道 523 号線 A コープあおぞら店から土橋方面へ 300m 進み交差点を平城方面へ 800m 進んだ右側に位置します。譲受人宅からは、1.9 km くらいです。地番 838 番 3 と 841 番 1 の 2 筆につきましては、A コープあおぞら店から土橋方面へ 1.3km 進んだ三差路を坪山集落方面へ 100m 進んだ右側に位置します。譲受人宅からは 50m くらいです。〇〇さんは、両親と家族経営により生産牛 3</p>

		<p>頭・水稲7アール・飼料稲7アール・飼料作物53アールを作付けする畜産農家です。申請地には、すでに飼料作物が作付けしてありました。また、トラクター2台・軽トラ1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号90番を審議いたします。番号90番は8ページにまたがります。同じく、坂中委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号90を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、5筆とも志布志市商工会有明支所から猜ヶ宇都集落方面へ400m進んだ右側にあります。譲受人宅からは500mのところにあります。譲受人の〇〇さんは、株式会社〇〇の取締役として、従業員11名で水稲45ヘクタール・蕎麦15ヘクタール・甘藷17ヘクタールを作付けする農業生産法人です。申請地には、現在シキミが作付けされておりますが、抜根して甘藷を作付けするとのことです。また、トラクター10台・軽トラ5台・普通トラック5台・コンバイン3台・田植え機3台を保有してあります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること</p>

		<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p>
会場	委員	
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、8 ページ、番号 91 番を審議いたします。</p> <p>矢野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	矢野	<p>会長より依頼のありました番号 91 を報告いたします。譲渡人は、通山地区押切集落にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、通山地区通山集落にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、本庁から南へ約 2.5km 市道飯山・通山 1 号線と市道一丁田・宇都鼻線の野井倉開田交差点より南へ 500m 行きさらに西へ 100 m ところです。譲受人宅からは 300m のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、妻と二人で蕎麦・甘藷・水稻を栽培されており、申請地には、蕎麦・甘藷を作付けする予定とのことです。また、農機具等もトラクター 1 台・摘採機 2 台・動噴機 2 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくをお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 92 番を審議いたします。立山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	立山	<p>会長より依頼のありました番号 92 を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町山重川添自治会にお住まいの〇〇さん 83 歳です。譲受人は、志布志市有明町山重川添自治会にお住まいの〇〇さん 59 歳です。親子による贈与・受贈です。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、有明町野神の森林組合を末吉方面へ約 500m 進みますと点滅信号機があります。それを右折しすぐ左側にを左折し、200m ほど進んだ右側のところに位置しております。住宅もその場所にあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、父と兄との三人でメロンを主に栽培さ</p>

		<p>れております。申請地には、甘藷を作付けするとのことです。また、所有する農機具ですがトラクター・田植え機・コンバイン・軽トラ各1台ずつ保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、9ページ、番号93番を審議いたします。坂元委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坂元	<p>会長より依頼のありました番号93を報告いたします。譲渡人は、岡山県倉敷市にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、志布志市役所松山支所から泰野方面へ3km進むと左に半下石建設があります。その手前の三差路を左折し1.3km進んだところを左折し農道を約300m進んだ突き当りに〇〇さん実家と牛舎があります。その奥に申請地の畑があります。〇〇さんは認定農業者であり、親夫婦と3名で酪農を営んでおられます。水稻と牧草を主に栽培されておまして、申請地には、牧草を作付けするとのことです。また、農機具等もトラクター4台・タイヤショベル2台・自走式田植え機1台・動噴機1台を保有されております。〇〇さんは、〇〇さんの叔父にあたり親族間の贈与受贈になります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)

議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 94 番を審議いたします。隈元委員説明をお願いいたします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号 94 を報告いたします。譲渡人は、大阪府大阪市東住吉区湯里〇丁目〇〇番〇-〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、市立松山中学校正門前から、60mほど新橋方面へ進み右折して、60mほど進んだ右側です。譲受人宅からは、10分くらいのところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦・雇用2名・外国人実習生3名で甘藷を10ヘクタール・ジャガイモ5ヘクタール・露地野菜5ヘクタールを主に栽培されております。申請地には、甘藷を作付けするとのことです。また、トラクター5台・トラック5台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくをお願いいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 95 番を審議いたします。吉野委員説明をお願いいたします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号 95 を報告いたします。譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 88 歳です。譲受人は、志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さん 19 歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、松山町尾野見 1947 番 3 は、〇〇会長宅近くの交差点がありますが、そこから 200m東側へ進んだところの四差路を南へ 100m進んだ左手のハウスに</p>

		<p>なります。残り 2 筆は、〇〇会長宅から、真南の 200mに位置にします。道路沿いの 2 番目です。3 筆ともビニールハウスでございます。〇〇さんは、お父さん夫婦と 3 人で、〇〇株式会社の従業員として働いておりますけど、5 反分くらいのピーマンハウス 5・6 箇所を管理生産しておりピーマン専門であります。また、トラクター 7 台・管理機 3 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、10 ページ、番号 96 番を審議いたします。限元委員説明をお願いいたします。</p>
委員	限元	<p>会長より依頼のありました番号 96 を報告いたします。譲渡人は、静岡県掛川市浜野新田〇〇番地の〇 〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、県道柿ノ木・志布志線を、尾野見小学校から志布志方面へ 500mほど行き、県道 522 号線を 400m行き右折し 600mほど行ったところです。譲受人宅からは、10 分くらいのところ。〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で生産牛 40 頭を飼育し、飼料 5 ヘクタールを作付けしており、申請地には、飼料を作付けするとのこと。また、トラクター 4 台・2 tトラック 1 台・軽トラ 1 台・飼料作に要する機械全て揃えています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって日程第4、議案第72号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。 次に、日程第5、議案第73号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。12ページ、番号9番を審議いたします。 現地を調査された、吉國委員の報告をお願いいたします。
委員	吉國	議案第73号番号9番について報告します。調査日は、11月4日 調査員は、永屋委員・中之内委員と私吉國です。事務局より2名の同行がありました。申請人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、立会人は、本人でした。申請地は、それぞれ議案書の記載の通りであります。総会資料の4ページから9ページをご覧ください。申請地の場所は、有明町本庁より北西へ3kmくらい行き、宇都鼻ファミリーマートを右に2kmほど行き、ナンニチリースの下を左に1.5kmほど行ったところの右側でございます。転用目的は、農業用倉庫・農業用車両置場です。周辺の状況は、北側は山林・東側は畑・南側は畑・西側は公衆道路です。排水は、良好でございます。
		申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第73号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。

委員	<p>限元</p> <p>次に、日程第6、議案第74号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。最初に、14ページ、番号60番を審議いたします。現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第74号番号60番について報告いたします。調査日は、11月4日 調査員は、山迫委員・池添委員と私隈元です。別紙資料は8ページから10ページです。貸人は、宮崎県都城市牟田町〇街区〇号にお住まいの〇〇さんです。借人は、熊本県上天草市大矢野町上〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志市役所松山支所から東南東方向に位置し、松山支所から泰野方面へ県道塗木・大隅線をおよそ3.8km進み、泰野小学校前を左折し県道柿ノ木・志布志線130mほど進んだ左側に位置します。転用目的は、太陽光発電施設です。周辺の状況は、北側は用悪水路・東側は畑・南側は公衆道路・西側は宅地です。指導内容としまして、雨水が畑・道路に流れ込まないように土羽を作るように指導しました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>山下</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	<p>委員</p> <p>(会場 なし)</p>
議長	<p>山下</p> <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	<p>委員</p> <p>(会場 異議なし)</p>
議長	<p>山下</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号61番を審議いたします。現地を調査された永屋委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	<p>永屋</p> <p>議案第74号番号61番について報告します。調査日は、11月4日 調査員は、吉國委員・中之内委員と私永屋です。資料は11ページから13ページになります。貸人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。借人は、福岡県太宰府市観世音寺〇丁目〇〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さ</p>

		<p>んでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志市役所志布志支所より県道 63 号志布志・福山線を、有明町伊崎田方面へ走り、安楽の大迫橋を渡りすぐに左折して上門集落に入り、500mほどのところにある T 字路を左折して 100m 行ったところの上門公民館の前になります。転用目的は、太陽光発電施設です。周辺の状況は、北側は雑種地・東側は畑・南側は畑・西側は公衆道路になります。雨水については、自然流下させるとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 62 番を審議いたします。同じく、現地を調査された永屋委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	永屋	<p>議案第 74 号番号 62 番について報告します。調査日は、11 月 4 日 調査員は、吉國委員・中之内委員と私永屋です。資料は 14 ページから 16 ページになります。貸人は、福岡県中間市扇ヶ浦〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。借人は、熊本県上天草市大矢野町上〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、先程の番号 61 番の畑の北隣になります。転用目的は、太陽光発電施設です。周辺の状況は、北側は用悪水路・東側は畑・南側は雑種地・西側は畑です。雨水については、自然流下になりますが、少し傾斜があるということで平坦にして周りに 30 cm ほど盛土を作ると言う事でした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種のその他の農地に該当します。</p>

		<p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、15 ページ、番号 63 番を審議いたします。現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>議案第74号番号63 番について報告いたします。調査日は、11月4日 調査員は、山迫委員・池添委員と私隈元です。別紙資料は 17 ページから 20 ページです。譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志市役所志布志支所から北方向に位置し、J Aそお鹿児島志布志支店前の市道を北方向へ進み、株式会社南栄志布志工場手前を右折しおおよそ 450m進んだ先の交差点を右折しおおよそ 800m進んだ右側に位置します。転用目的は、貸残土捨場です。周辺の状況は、北側は雑種地・東側は公衆道路・南側は畑・西側は山林です。貸残土捨場となっておりますが、残土を持ち込んでも再利用するという事で溜まることはないとのことでした。</p> <p>農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 64 番を審議いたします。番号 64 番は、道山委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、道山委員には、ここで、退席をお願い いたします。
会場		(道山委員 退席)
議長	山下	それでは、現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	議案第 74 号番号 64 番について報告いたします。調査日は、11 月 4 日 調査員は、山迫委員・池添委員と私隈元です。別紙資料は 21 ページから 23 ページです。譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿児島市西別府町〇〇番地〇にお住まいの〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。立会人は〇〇株式会社 〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りです。申請地の場所は、志布志市役所志布志支所から北東方向に位置し、志布志市立森山小学校から市道道重線をおよそ 900m 進んだ左側に位置します。転用目的は、太陽光発電施設です。周辺の状況は、北側は山林・東側は公衆道路・南側は公衆道路・西側は山林です。指導内容として、雨水が道路・住宅に流れ込まないように土手を築き、山の方へ勾配をつけるように指導しました。
		申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで道山委員の入室を許可します。
会場		(道山委員 入室)

議長	山下	次に、番号 65 番を審議いたします。現地を調査された山迫委員の報告をお願いいたします。
委員	山迫	議案第74号番号65 番について報告いたします。調査日は、11月4日 調査員は、隈元委員・池添委員と私山迫です。市役所から1名の同行がありました。譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志市役所志布志支所から北北東方向へ位置し、県道65号南之郷・志布志線を田之浦方面へ進み、田之浦郵便局前から5.6km進んだ左側に位置します。転用目的は、太陽光発電施設です。周辺の状況は、北側は畑・東側は山林・南側は山林・西側は畑です。排水は、自然流下ですが、雨水の流失を防ぐため、周囲を土羽で固めるように指導をしました。 申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、16 ページ、番号 66 番を審議いたします。同じく、現地を調査された山迫委員の報告をお願いいたします。
委員	山迫	番号 66 番について報告します。調査日は、11月4日 調査員は、隈元委員・池添委員と私山迫です。市役所から1名の同行がありました。譲渡人は、宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、熊本県上天草市大矢野町上〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、志布志市志布志町田之浦字尾口1343番13 地目は畑・面積962㎡です。申請地の場所は、志布志市役所志布志支所から北北東方向へ位置

		<p>し、県道南之郷・志布志線を田之浦方面へ進み、田之浦郵便局前から 5.6km 進んだ左側に位置します。転用目的は、太陽光発電施設です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は原野・南側は畑・西側は畑です。排水は、自然流下ですが、雨水の流失を防ぐため、周囲を土羽で固めるように指導をしました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。以上</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 67 番を審議いたします。現地を調査された吉國委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉國	<p>議案第 74 号番号 67 番について報告いたします。調査日は、11 月 4 日 調査員は、永屋委員・中之内委員と私です。譲渡人は、いちき串木野市冠嶽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんと有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、曾於郡大崎町神領〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明町の菱田川の田尾橋を志布志に向かって橋の手前を右に行き 1 km くらいのところを右 100m ほどのところでは、転用目的は、砂採取用でございます。周辺の状況は、北側は田・東側は田・南側は公衆道路・西側は田でございます。排水は、良好でございます。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、原則転用不許可ですが、砂採取その他一時的な利用に供するために行う一時転用は転用の許可が可能です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。以上</p>

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、17 ページ、番号 68 番を審議いたします。現地を調査された中之内委員の報告をお願いいたします。
委員	中之内	<p>それでは、会長より依頼のありました議案第 74 号番号 68 番について報告いたします。調査日は、11 月 4 日 調査員は、永屋委員・吉國委員と私と事務局より 2 名でございました。資料は 33 ページからでございます。譲渡人は、宮崎県都城市野々美谷町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿児島市西別府町〇〇番地〇にお住まいの〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、同会社の営業部 〇〇さんでございました。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りでございます。申請地の場所は、蓬原の重田公民館から県道宮ケ原・大崎線を蓬原中野方面へおよそ 600m 進んで右折し、市道東重田線に入り 350m ほど進んで左折し、そこを 100m 進んだ正面にあります。転用目的は、太陽光発電施設です。周辺の状況は、北・東側は山林・南側は宅地・西側は公衆道路でございます。指導内容でございますが、現在の土地の傾斜では、水下側に住宅があることから、東側の山林側に勾配を取るよう指導をしました。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。以上</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 74 号、農地法第 5 条

	<p>の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第75号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。19ページ、番号19番を審議いたします。現地を調査された、限元委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案75号番号19について報告します。調査日は11月4日 調査員は、山迫委員・池添委員と私限元です。別紙の36ページから38ページです。申請人は、鹿児島市千年〇丁目〇〇番〇の〇〇さんです。立会人は、娘の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りです。場所ですが、志布志市役所松山支所から松山町尾野見方面へ、県道塗木・大隅線から県道柿之木・志布志線を経由し、およそ7.6km進んだ先を、県道尾野見・伊崎田線へ右折し、およそ140m進んだ尾野見橋右側下に位置します。ここの場所は、〇〇さんの義理の父のものでしたが、長年私たちが荒廃農地として確認をしていたところで、今回相続するにあたり申請をしたとのことでした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
委員 限元	<p>議案75号番号19について報告します。調査日は11月4日 調査員は、山迫委員・池添委員と私限元です。別紙の36ページから38ページです。申請人は、鹿児島市千年〇丁目〇〇番〇の〇〇さんです。立会人は、娘の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りです。場所ですが、志布志市役所松山支所から松山町尾野見方面へ、県道塗木・大隅線から県道柿之木・志布志線を経由し、およそ7.6km進んだ先を、県道尾野見・伊崎田線へ右折し、およそ140m進んだ尾野見橋右側下に位置します。ここの場所は、〇〇さんの義理の父のものでしたが、長年私たちが荒廃農地として確認をしていたところで、今回相続するにあたり申請をしたとのことでした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長 山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号20番を審議いたします。同じく、現地を調査された、限元委員の説明をお願いいたします。</p>
委員 限元	<p>議案75号番号20について報告いたします。調査日は11月4日 調査員は、山迫委員・池添委員と私限元です。別紙資料は、39ページから41ページです。申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇の〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りです。申請地の場所ですが、志布志市立森山小学校から、市道17号森山・出水線を東へおよそ2.3km進むと、上野製材所</p>

		<p>があります。上野製材所前の三差路を、市道 373 号片野・池野線へ入り、およそ 2.5km 進んだところの北側に旧畜産団地があり、そこから道路をはさんだところに位置します。現在、雑草・雑木で原野化しております。この畑の周りは、今年 1 月に非農地証明願が出されておりました。今回この畑は、相続の手続きの関係で今回の申請となったようです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 21 番を審議いたします。現地を調査された、中之内委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>それでは、会長より依頼のありました議案 75 号番号 21 番についてを報告いたします。調査日は 11 月 4 日 調査員は、永屋委員・吉國委員と私 事務局より 2 名でございました。資料については、42 ページからでございます。申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇 〇〇さんでございます。立会人は、代理人の〇〇さんでございました。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りでございます。申請地の場所ですが、伊崎田公民館から高下谷集落へ向かう市道高下谷・土江線をおよそ 900m 進んで左折し、その先北東方向へ 200m ほどのところにあります。この土地の状況ですが、申請人が、平成 6 年に相続されたときから山林化しており、この状態で 30 年以上となっていることから、農地への復元は困難と考えられます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第75号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。
農地係長	佐々木	次に、日程第8、議案第76号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
		それでは、議案第76号非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、21ページでございます。非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。
		議案書の番号19の願出人は、有明町野神〇〇番地〇 〇〇さんです。土地は、有明町山重字中尾11939番8、登記地目は畑、地積は1,561㎡でございます。申請地は、志布志市役所有明本庁から北西方向に位置し、字尾の交差点から、そお街道を有明大橋方向へ進み、有明大橋を過ぎ、およそ400メートル先を右折、市道川添・山重線をおよそ1km進んだ右側に位置する土地でございます。現在、山林化しております。
		現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号19につきまして、立山委員、坂元委員、永田委員でご提案いたします。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	山下	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって日程第8、議案第76号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第77号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。
事務局次長	高迫	それでは、議案第77号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分につ

いてご説明いたします。議案書は、23 ページから 26 ページとなっております。最初に、23 ページの総括表についてご説明致します。公告日は 令和 2 年 11 月 30 日で、田が 1,614 m²、畑が 18,525 m²、樹園地が 5,303 m²で、合計 25,442 m²です。所有権を移転する者 7 人、所有権の移転を受ける者 4 人であり、売買によるものです。

次に、24 ページから 26 ページまでの所有権移転の計画について、ご説明いたします。24 ページ番号 16 番の所有権を移転する者は、志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町尾野見の〇〇さんで牧草を作付けされるそうです。設定面積は、3 筆で 4,292 m²の畑で、土地代金は 150 万円です。移転時期等につきましては、令和 2 年 12 月 15 日を予定しております。次に番号 17 番の所有権を移転する者は、埼玉県東松山市五領町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町尾野見の〇〇さんで牧草を作付けされるそうです。設定面積は、1 筆で 1,381 m²の畑で、土地代金は 48 万円です。移転時期等につきましては、令和 2 年 12 月 15 日を予定しております。

次に番号 18 番の所有権を移転する者は、大阪府門真市大倉町〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町泰野の〇〇さんで普通米を作付けされるそうです。設定面積は、1 筆で 1,614 m²の田で、土地代金は 20 万円です。移転時期等につきましては、令和 2 年 12 月 15 日を予定しております。次は、25 ページ 番号 19 番の所有権を移転する者は、曾於市大隅町岩川〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでお茶を作付けされるそうです。設定面積は、1 筆で 4,236 m²の樹園地で、土地代金は 105 万 9 千円です。移転時期等につきましては、令和 2 年 12 月 15 日を予定しております。

次に番号 20 番の所有権を移転する者は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでお茶を作付けされるそうです。設定面積は、1 筆で 203 m²の樹園地で、土地代金は 5 万 750 円です。移転時期等につきましては、令和 2 年 12 月 15 日を予定しております。

次に番号 21 番の所有権を移転する者は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の株式会社〇〇代表取締

		<p>役〇〇さんでお茶を作付けされるそうです。設定面積は、1筆で864㎡の樹園地で、土地代金は21万6千円です。移転時期等につきましては、令和2年12月15日を予定しております。</p> <p>次は、26ページ 番号22番の所有権を移転する者は、志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、鹿児島市名山町〇番〇号公益財団法人〇〇 理事長〇〇さんで農地売買等事業での公社の買い入れ分です。設定面積は、4筆で12,852㎡の畑で、土地代金は135万9千8百円です。移転時期等につきましては、令和2年12月14日を予定しております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、所有権の設定について、これより審議にはいります。24ページ、番号16番から、26ページ、番号22番と、23ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
主任主査	中尾	<p>議案第77号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について、ご説明申し上げます。議案書は、27ページから38ページとなっております。まずは、議案書27ページの利用権設定の総括表を説明いたします。 公告日は令和2年11月30日で、始期は令和2年12月1日となります。</p> <p>設定期間が、2年9ヶ月から40年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が8,796㎡、畑が76,488.63㎡で、樹園地が28,573㎡で、合計しますと113,857.63㎡となり、うち更新分は28,887㎡となっております。利用権の設定をする者の数が26名で、利用権の設定を受けようとする者の数が15名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より11名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>詳細につきましては、28 ページから 38 ページの明細表をご確認ください。以上で、議案第 77 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいりません。それでは、28 ページ、番号 1 番から、番号 3 番から、38 ページ、番号 27 番までと、27 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 77 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 10、議案第 78 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 高迫</p>	<p>それでは、議案第 78 号の農業経営基盤 強化促進法に基づく あっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書は、39 ページから 40 ページとなっておりますが、続き番号が 29 番からになっておりますが、30 番、31 番となりますので、申し訳ございませんが、それぞれ訂正方をお願いいたします。それでは、説明をいたします。</p> <p>番号 30 番の申出者〇〇さんは、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、有明町原田字大塚 1597 番 1 畑 5,334 m²の 1 筆です。土地の場所ですが、有明町原田にあるラーメン秀から南西方向へ約 300m 行ったところに原田住宅がありますが、原田住宅前の道路向い側の畑になります。現在、畑は耕運がしてあります。あっせん委員の指名につきましては、宮脇 勇委員と原田委員でご提案いたします</p> <p>次に番号 31 番の申出者〇〇さんは、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、有明町伊崎田字上ノ園 766 番 2 畑 967 m²の 1 筆です。土地の場所ですが、有明町伊崎田にある三十七庵前の県道 63 号線を志布志方向へ 150m 行ったところを左折し</p>

<p>議長 山下</p>	<p>て650mほど行った右側の畑になります。現在、畑は耕運がしてあります。あっせん委員の指名につきましては、萩迫委員と永田委員でご提案いたします。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第78号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦勞様でした。</p>